十六　学籍簿の作成及び保管に関すること。
十七　研修に資するための調査及び研究の企画及び立案に関すること。
十八　統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。
十九　前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しないものに関すること。
（管理・研修部に置く課）
第百九十八条　管理・研修部に、次の二課を置く。
管理課
研修企画課
（管理課の所掌事務）
第百九十九条　［略］
（研修企画課の所掌事務）
第二百条　研修企画課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一　研修に関する計画の作成に関すること。
二　前号に掲げる計画の実施に関すること。
三　研修を受ける者の統計研究研修所への入所及び退所、修業その他身分取扱いに関すること。
四　学籍簿の作成及び保管に関すること。
五　研修に資するための調査及び研究の企画及び立案に関すること。
六　統計の作成及び施策の立案を支援するために必要な知識及び技能を修得させるため、所定の研修の課程を修了した者の情報の管理に関すること。
（研究部の所掌事務）
第二百一条　研究部は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一　統計技術の研究に関すること（次号及び第三号に掲げるものを除く。）。
二　統計技術の向上に係る情報の収集及び提供並びに当該情報に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
三　統計の品質向上のための支援及びこれに関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
（研究部に置く課）
第二百二条　研究部に、次の二課を置く。
研究開発課
統計技術向上支援課
（研究開発課の所掌事務）
第二百三条　研究開発課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、統計技術の研究に関する事務（統計技術向上支援課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（統計技術向上支援課の所掌事務）
第二百四条　統計技術向上支援課は、統計研究研修所の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
一　統計技術の向上に係る情報の収集及び提供並びに当該情報に関する関係行政機関との連絡調整に関すること。
二　統計の品質向上のための支援及びこれに関する関係行政機関との連絡調整に関すること。

［新設］

（管理課の所掌事務）
第百九十七条　［同上］

［新設］

［新設］

（研究開発課の所掌事務）
第百九十八条　研究開発課は、統計技術の研究に関する事務（統計技術向上支援課及び新規情報活用技術研究官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（統計技術向上支援課の所掌事務）
第百九十九条　統計技術向上支援課は、統計技術の向上に係る情報の収集及び提供並びに当該情報に関する関係行政機関との連絡調整に関する事務をつかさどる。
［新設］

［新設］